明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（二九）　二
〔告　示〕
○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生に関する件（外務三二〇）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十八年度における予算使用の状況（平成二十八年度出納整理期間を含む。）（内閣）　七
平成二十九年度第一・四半期予算使用の状況（同）　吾
平成二十九年度第一・四半期国庫の状況（同）　吾
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇二
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定

（条約第二九号）（外務省）

この協定は、平成二七年九月、我が国において、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第七六号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二七年法律第七七号）（以下「平和安全法制」という。）が成立したことを踏まえ、平和安全法制等に基づく新たな物品又は役務の提供についても、平成二五年に締結された日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（以下「現行協定」という。）に定める決済手続等の枠組みを適用することができるよう、現行協定に代わる新たな協定を締結したものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。（第一条関係）

2　いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。（第二条関係）

3　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国連連合憲章と両立するものでなければならない。物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。（第三条関係）

4　物品の提供に係る決済については、物品を受領した当事国政府は、当該物品を提供した当事国政府に対し、当該物品を返還する。ただし、それができない場合には、同種、同等及び同量の物品を返還する。さらに、それができない場合には、提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

役務の提供に係る決済については、提供当事国政府の指定する通貨により償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。いずれの当事国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内において、提供される物品又は役務に対して内国税を課さないものとする。（第四条関係）

5　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。通貨により償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。（第五条関係）

6　この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動にも適用されない。両当事国政府は、この協定の実施に関し緊密に協議する。（第六条関係）

7　この協定は、一〇年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ一〇年の期間、自動的に効力を延長される。現行協定は、この協定が効力を生ずる時に終了する。（第七条関係）